

第4次 寒河江市障がい者基本計画

概要版



基本理念



寒河江市イメージキャラクター
チェリン

障がいの有無にかかわらず、
全ての市民が互いに人格と個性を
尊重しあいながら、地域の中で生き生きと
安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【計画期間】 (令和3年度～令和7年度)

計画の対象者

障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」方を障がい者として計画の対象とし、全市民をあげて施策の推進を図ります。

計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。計画の策定に当たっては、同条第1項に基づき、国が定める「障害者基本計画」及び同条第2項に基づき、県が定める「山形県障がい者計画」を踏まえています。

基本目標

◎地域生活の支援

障がいのある人が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を推進するとともに、誰もが必要なサービスを受けられるよう各種福祉サービスの充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療体制を構築し、精神保健福祉施策の充実を推進します。

【生活支援】

◆生活支援をするためのサポート体制の強化を図るため基幹相談支援センターを活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進します。

【保健・医療】

◆障がいの早期発見と予防につなげるため、各年代に合わせた市民の健康づくりを推進します。



【療育・教育】

◆障がいのある子どもについては、早期の発見と障がいに合わせた適切な療育が重要なため、関係機関が連携し切れ目のない支援体制の整備を促進します。

【経済的自立・就労支援】

◆障がいがあっても安心して働ける社会環境にするため、施策を推進します。

【スポーツ・文化活動】

◆障がい者のスポーツや文化活動に気軽に取り組める機会を増やし、参加しやすくなるよう目標に取り組めます。

【差別の解消と権利擁護の促進】

◆障がいを理由とする不利益な取り扱いを受けることのないよう、差別解消を推進するため目標に取り組めます。

【バリアフリー化の推進】

◆障がいがあっても安心して暮らすためにバリアフリー化を引き続き推進します。

【安全・安心】

◆障がい者が災害時でも安全に暮らせるよう、地域における支援体制を構築するため目標に取り組めます。

施策の目標

相談支援体制の充実強化

在宅福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの充実

地域生活支援事業の充実

医療的ケア児支援の充実

障がいの原因となる疾病等の予防・治療

リハビリテーション体制の充実

精神保健福祉施策の充実

障がいの早期発見と支援の充実

障がい児療育の充実

障がい児教育の充実

障がい者雇用の促進

就労系サービスの充実

優先調達の推進

スポーツ・文化活動の推進

啓発・広報活動の推進

インクルーシブ教育の推進

差別の解消の推進

成年後見制度の利用促進

施設のバリアフリー化の推進

移動・交通のバリアフリー化の推進

情報のアクセシビリティの推進

コミュニケーション支援の推進

地域の見守り支援の推進

ボランティア活動の支援と推進

災害時の支援体制の確保

◎自立と社会参加の促進

障がいのある人の自己決定を尊重し、主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指す就労支援等ライフステージに応じたサービスの充実に努めます。



◎地域で支えあう社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活できるよう、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、地域社会全体で支えあう仕組みの構築のため、市民の主体的な地域福祉活動を推進します。



◆ 目標とする指標 ◆

基本目標	指 標	令和元年度の状況	令和7年度の目標
地域生活の支援	アンケート調査において「相談体制についてどのように感じていますか。」の設問に対し、「満足している」という回答の割合	24.3% (令和2年度)	35%
	医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1名	2名
参加の促進 自立と社会	18歳以上65歳未満の障がい者手帳所持者の中でアンケートにて「働いている」と回答した人の割合	60.1% (令和2年度)	65%
	障がい者就労施設等からの物品等調達実績	6,122千円	前年度比増
う 地域で支えあ 社会の実現	障害者差別解消法の趣旨に基づく市条例の制定	なし	条例の制定
	個別避難支援プラン登録率	91.3%	100%

◆ 計画の推進体制 ◆

1 各主体の役割

障がいや障がいのある人について理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人・ない人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 全庁的な推進体制の整備

計画を着実に推進するため、健康福祉課を中心として、行政の関係各課による横断的な連携を図りながら、一体となって施策を推進します。

3 計画の管理

計画の効果的な推進を図るため、関係各課において計画の進捗状況等について検証を行います。また、設定した目標値の達成を検証するため、令和7年度に、アンケート調査を実施します。

4 計画の見直し

障がいのある人を取り巻く環境や国、県における施策の動向などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和3年3月策定・編集／寒河江市健康福祉課

〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2番1号（ハートフルセンター）

電話 0237-85-0395 ファックス 0237-83-3201

